



市公式キャラクター
『エーナ』



所 管	医療福祉部地域医療課		
担 当	安藤	問い合わせ	0573-26-6818

報 道 機 関 各 位

在宅当番医制運営事業の一部変更について

在宅当番医制事業とは、日曜日・祝日・平日夜間・年末年始などの医療機関の診療時間外に市民の初期救急患者の医療を確保するため、恵那医師会（恵中医会、恵南医会）に依頼し、市内医療機関が交代で診療を担当する制度です。

令和8年度より、休日における在宅当番医制事業の実施方法を中津川市と統一するなど、両市の広域的な連携による救急医療体制の安定的運用を図り、持続可能な地域医療の確保を目的として、実施方法の一部見直しを行いますので、お知らせします。

記

1. 変更内容

(1) 平日に係る事業

区分	現行	変更後
平日夜間	午後6時～10時 市内医療機関	午後6時～10時 <u>市立恵那病院</u> （月、水、金を担当） <u>国保上矢作病院</u> （火、木を担当）

(2) 休日に係る事業

区分	現行	変更後
休日昼間	午前9時～午後1時 市内医療機関	<u>午前9時～午後5時</u> 市内医療機関
休日夜間	午後1時～10時まで 市立恵那病院	<u>午後5時～10時</u> 市立恵那病院

(3) 土曜日に係る事業（午後1時～10時）引き続き市立恵那病院で実施



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和8年2月20日

2. 変更日 令和8年4月1日（水曜日）

3. 周知方法 市ウェブサイト、#7119、ぎふ救急ネット等

4. 見直しの背景

近年、平日夜間対応の受診件数の減少傾向により、市民の受診ニーズが限定的な状況となっています。中津川市での状況を踏まえ、恵那医師会内の病院および医療機関と広域的な連携を保つため、今回の見直しに至りました。